

Chapter II

事業所から出る ごみの処理方法

事業所から出るごみは、廃棄物処理法において事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されており、事業者自らが適正に処理しなければなりません。

自ら処理できない場合は、それぞれの許可を持つ処理業者に処理を委託することになりますが、その際には、廃棄物処理法上の委託基準を遵守する必要があります。処理を委託した場合に注意すべき点は許可を持つ処理業者に委託しているか、書面による委託契約書の締結と産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)が適正に取り扱われているかという点です。



1 廃棄物の分類

廃棄物は、大きく分けて家庭ごみと事業系ごみに分類されます。

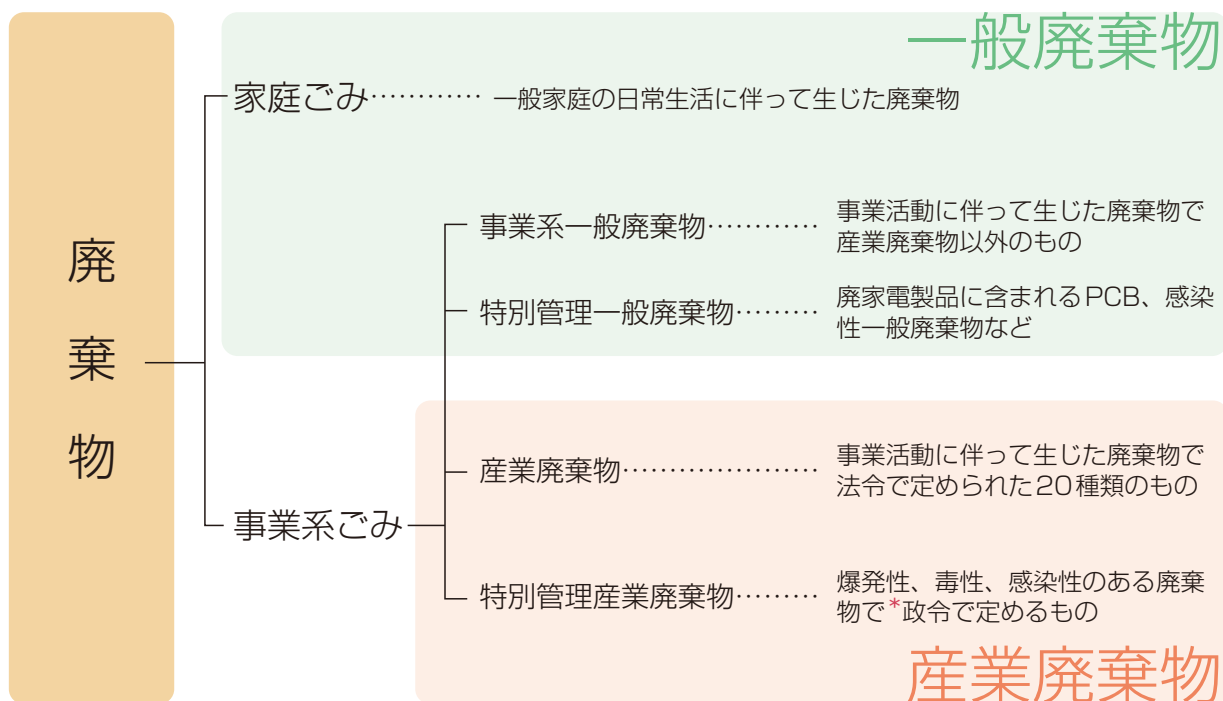
家庭ごみは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のことをいいます。事業系ごみは、事業活動に伴って生じた廃棄物のことをいいます。また、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種によって、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。



1 廃棄物の定義

廃棄物処理法による「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義されます。【廃棄物処理法:第2条第1項】

2 廃棄物の体系図



*政令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

3 事業系ごみとは？

店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とした事業者だけではなく、病院・学校・官公署など、広く公共サービスなどを行っているところや、個人営業も含めて、事業活動に伴って生じるごみは全て、「事業系ごみ」になります。

産業廃棄物一覧表（廃棄物処理法：第2条第4項及び同法施行令：第2条）

区分	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものを除く)、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鑄物廃砂、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	以下の業種から発生する紙くずに限る。 ➡建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだもの (注：これ以外の業種から発生する、コピー用紙などは、事業系一般廃棄物)
	14 木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、パーク類など ➡建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの (注：これ以外の業種から発生した、②以外のものは、事業系一般廃棄物) ②貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)に係るもの及びPCBが染み込んだもの (注：木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません)
	15 繊維くず (天然繊維くずのみ)	以下の業種から発生する天然繊維くずに限る。 ➡建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業に係るもの及びPCBが染み込んだもの (注：これ以外の業種から発生する、不要な天然繊維製の衣服などは、事業系一般廃棄物)
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあら、野菜くずなど
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
	20 汚泥のコンクリート固形物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

2 排出事業者の責務

皆さんは、事業者の責務として、事業系ごみの適正処理と減量推進を進めていく必要があります。

具体的には、日々の事業活動によって生じたすべての廃棄物を、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。また、リサイクルを促進するなど、ごみの減量に努めなければなりません。



1 法律上の事業者の責務

ア 事業者自らの責任において適正に処理

事業者は、その事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。【廃棄物処理法：第3条第1項】

※ 適正な処理とは、法令で定められた基準（委託基準、処理基準、保管基準など）に従って、処理することをいいます。

イ 廃棄物の再利用・減量

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。【廃棄物処理法：第3条第2項】

※ 事業者は、自らの責任と負担において、事業系ごみの減量推進と再資源化の促進に努めていかなければならないことが厳しく求められています。

※ 事業者は、単に排出者という立場だけではなく、生産・流通などの段階においても、その製品が廃棄物となった場合に処理が困難とならないようにしなければなりません。責務があります。

ウ 国や地方公共団体の施策に協力

事業者は、廃棄物の減量、その他その適正な処理の確保等に関し、国、都及び区の施策に協力しなければなりません。【廃棄物処理法：第3条第3項（抜粋）】

※ 廃棄物処理法の趣旨に沿って、足立区では「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」において、事業者の皆さんに区の施策への協力をお願いしています。

エ 産業廃棄物の処理

事業者は、産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。【廃棄物処理法：第11条第1項】

オ 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の適正な措置

産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。【廃棄物処理法：第12条第7項(抜粋)】

※ 産業廃棄物の処理を委託したとしても、排出者責任が処理業者に移ることはありません。排出したごみが最終処分されるまで事業者自らが責任を負うことになります。契約書に記載されている処理ルートに基づいて適正に処理されているかどうか、産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)(P25参照)を確認してください。また、処理施設を定期的に訪問し、排出したごみが適正に処理されているかについて現地確認を行うのも有効な方法のひとつです。



2 条例上の事業者の責務（足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例）

第9条

ア 廃棄物の再利用・減量

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければなりません。

イ 事業者自らの責任において適正に処理

事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

ウ 再資源化の促進

物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理及び再利用が困難になることのないようにしなければなりません。

エ 区の施策に協力

廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、区の施策に協力しなければなりません。

第15条

再利用の可能な物の分別の徹底

再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければなりません。

第16条

ア 廃棄物の発生の抑制

物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

イ 再生品の利用

物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければなりません。

3 処理責任と適正処理

事業系ごみは、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

自らの責任とは、自己処理することだけでなく、処理施設に処理料金を負担して搬入することや、許可業者への委託処理も含まれます。自己処理ができない場合には、許可を持つ処理業者への委託処理などにより事業系ごみを適正に処理してください。



1 ごみとして捨てる前に、リサイクルを検討

事業活動に伴い発生するごみの大部分には、資源としてのリサイクルが可能なものも含まれています。資源はごみにせず、古紙、びん、缶、ペットボトルなど種類ごとに分別し、リサイクルされるよう回収業者に引き取ってもらってください。また、調理くずや食品の食べ残しは、自らの施設内で生ごみ処理機を使っての堆肥化などもリサイクルの取り組みのひとつです。



廃棄物再生事業者登録

東京都では、「廃棄物処理法第20条の2」に基づき、廃棄物の再生あるいは再生するための処理をする事業者のうち、一定の要件を満たしている事業者を「廃棄物再生事業者」として登録しています。

廃棄物再生事業者登録者名簿については、東京都環境局のホームページをご覧ください。具体的な取扱品目、収集の可否、料金などは直接登録事業者へお問い合わせください。なお、廃棄物再生事業者以外でも専ら再生利用の目的となる廃棄物(古紙、くず鉄、空きびん類、古繊維)のみを取り扱うことができます。

●東京都環境局のホームページ／廃棄物再生事業者登録

URL : https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/general_waste/business_regist/business_regist.html

詳しくは
こちら➡



2 ごみとして処理する方法

廃棄物の処理は、「収集運搬」行為と「処分」行為に分類できます。これらの行為は、排出事業者の責任に基づいて自ら処理をする方法と、許可を持つ処理業者（一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者）へ委託する方法があります。

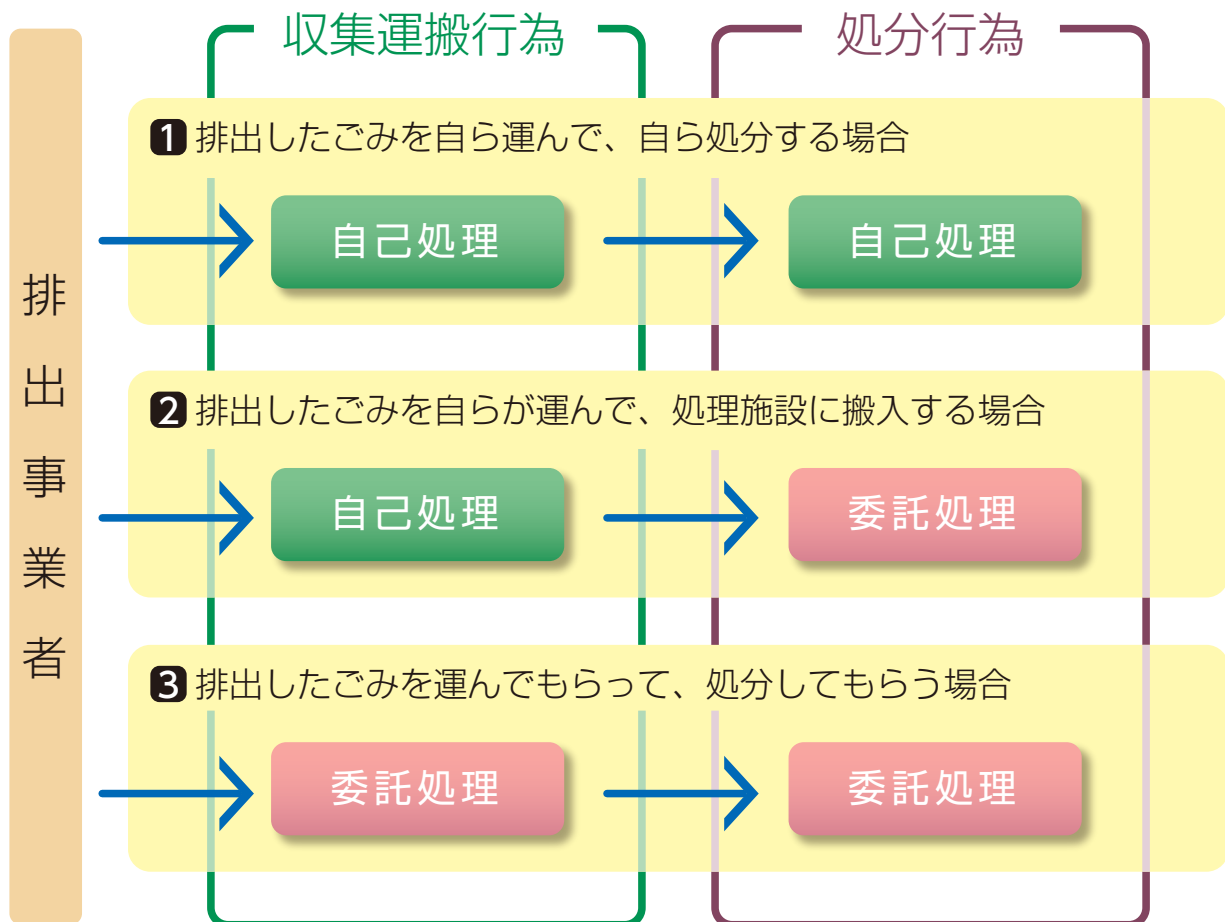
なお、委託処理の場合であっても、委託後の適正処理に関する注意義務や、廃棄物管理票（マニフェスト）の適切な運用などにより、排出したごみが最終処分されるまで、事業者の責任は続きます。仮に、処理を受託した業者が契約どおりに廃棄物の適正な処理を行わずに不法投棄した場合は、排出事業者も法律違反に問われ、懲役や罰金などの罰則を受ける可能性があります。

処理＝分別、保管、収集運搬、再生、処分

廃棄物処理法では、「分別行為、保管行為、収集運搬行為、再生行為、処分行為」を総称して廃棄物の「処理」として位置づけています。

「収集運搬」行為とは、廃棄物を取り集め、廃棄物を移動させることをいいます。具体的には、ごみ収集車に積み込んで処理施設に搬入するまでの一連の行為のことです。

「処分」行為とは、中間処理施設における焼却・脱水・破碎・圧縮など（例えば、木くずの破碎、汚泥の生物処理、生ごみの発酵＜コンポスト化＞など）や、最終処分場における埋立処分のことです。



4

許可を持つ処理業者との委託契約



事業系ごみの処理は、許可を持つ処理業者へ委託することができます。

許可を持つ処理業者とは、廃棄物の種類に応じ、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている業者のことです。許可を持つ処理業者に委託する場合は、事業者の処理責任を明確にし、廃棄物処理法で定める委託基準に準拠した契約を締結することが大切です。

1 廃棄物処理委託(一般廃棄物・産業廃棄物共通)

- ア 収集運搬業又は処分業の許可を持つ業者と契約します。なお、東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設(清掃工場・中央防波堤処理施設)へ持ち込む場合に限っては、一般廃棄物の処分に関する契約は必要ありません。
- イ 「収集運搬」と「処分」の許可を持つ処理業者に委託する場合には、収集運搬については「排出事業者と収集運搬業者」、処分については「排出事業者と処分業者」の2者間で直接契約しなければなりません。
- ウ 契約の際は、廃棄物処理に関する実質的支配権(指揮監督権や処理業者選定権を含む。)を有して、排出事業者責任を負う立場にある人が契約当事者となるようにしてください。
- エ 契約内容は、排出実態にあわせて、定期的に見直してください。
- オ 委託契約書に記載する契約内容については、下記の表を参考にしてください。許可業者には事業範囲などが記載された許可証が交付されており、契約書には許可証の写しを添付することが委託基準で定められています。処理業者の許可証の写しが添付されていることや、受託者の事業の範囲が委託内容を請け負えるものであることを確認してください。

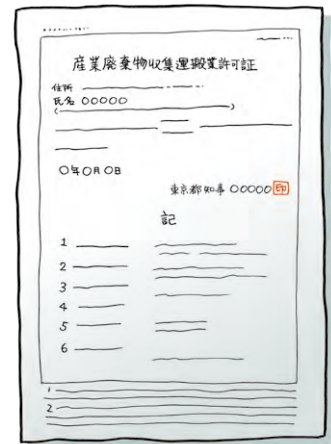
1	「事業の範囲」	受託者の許可されている内容
2	「廃棄物の種類及び数量」	委託する廃棄物の種類と予定数量 ※廃棄物処理法施行令改正により、平成29年10月1日以降に締結する契約書には、委託する廃棄物に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじんなど」が含まれる場合は、その旨を明記しなければなりません。
3	「料金」	委託者が受託者に支払う料金
4	「委託業務終了報告」	廃棄物管理票(マニフェスト)の使用
5	「契約期間」	契約の有効期間や更新事項
6	「法令遵守」	関係法令、足立区関係条例などの遵守
7	「損害賠償」	業務遂行時の第三者への損害賠償責任
8	「再委託の禁止」	委託契約業務の再委託禁止(産業廃棄物の処理は再委託できる場合があります。)
9	「契約の解除」	契約条項や法令違反した場合
10	「協議」	契約に定めていない事項や疑義
11	収集運搬の委託の場合	運搬先の所在地
12	処分の委託の場合	(1)処分場所の所在地、処理方法、施設の処理能力 (2)残渣の最終処分場の所在地、処理方法、処理能力
13	積替え・保管を行う場合	積替え・保管に関する事項

2 一般廃棄物の処理委託のポイント

- ア 一般廃棄物の収集運搬業者は、足立区で廃棄物を収集する場合、「足立区」と「搬入処理施設(23区内の清掃工場・中央防波堤処理施設を除く。)が所在する区市町村」の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要になります。また、清掃工場など区長の指定する処理施設以外に運搬する場合、搬入先となる中間処理施設は、「搬入処理施設が所在する区市町村」の一般廃棄物処分業の許可を受けている必要があります。
- イ 許可証には、許可されているごみの種類、数量、作業内容が記載されていますので、受託した廃棄物が処理できる許可、設備などを有しているかを確認してください。
- ウ 契約の際には適正な処理料金で行ってください。一般廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、区が条例で定める処理手数料相当額を超えて処理料金を受けることは、廃棄物処理法で禁止されています。足立区を含む23区において、清掃工場などの区長が指定する処理施設に運搬する場合、処理料金は1kgあたり46円です。(令和5年10月改定) この処理料金には、収集運搬料金のほか清掃工場などで徴収される処分料金(1kgあたり17.5円)が含まれています。
- エ 許可を受けている一般廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託したり、名義貸しをすることは禁止されています。

3 産業廃棄物の処理委託のポイント

- ア 産業廃棄物の収集運搬業者は、足立区で廃棄物を収集する場合、「東京都」と「搬入処理施設が所在する都道府県」の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要になります。また、運搬先となる産業廃棄物の処分業者は、「搬入処理施設が所在する都道府県」の産業廃棄物処分業の許可を受けている必要があります。
- イ 産業廃棄物については、処理料金に関する制限はありません。
- ウ 「廃棄物処理法施行令」により、委託契約書の記載事項及び添付書類が定められていますので、確認してください。
- エ 東京都が平成21年10月より、「産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル認定制度」を開始しましたので、業者に委託する際に参考にしてください。



リサイクルと許可について

リサイクルの目的で処理を委託し、処理されたあとに再生品として商品に生まれ変わるとしても、お金を負担して処理をお願いする行為自体が、廃棄物処理になります。

一般的に資源物として取り扱われ、リサイクルされているものについても、お金を負担して処理を委託すれば廃棄物として廃棄物処理法を遵守しなければなりません。

なお、専ら再生利用(リサイクル)の目的となる廃棄物「古紙、くず鉄、空きびん類、古繊維」のみの処理については許可の必要はありません。ただし、品目として無制限に許可を免除されているわけではないので、あくまでも再生利用(リサイクル)されることが条件となります。

5 廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度

廃棄物管理票(マニフェスト)とは、事業者が排出する廃棄物の種類、量、場所などを記載した伝票のことをいいます。

廃棄物管理票の作成交付は、排出者の義務とされており、廃棄物処理の各段階での作業終了時に返送されてくる廃棄物管理票の受領・確認によって、委託後の収集運搬、中間処理、最終処分の終了を把握する制度です。



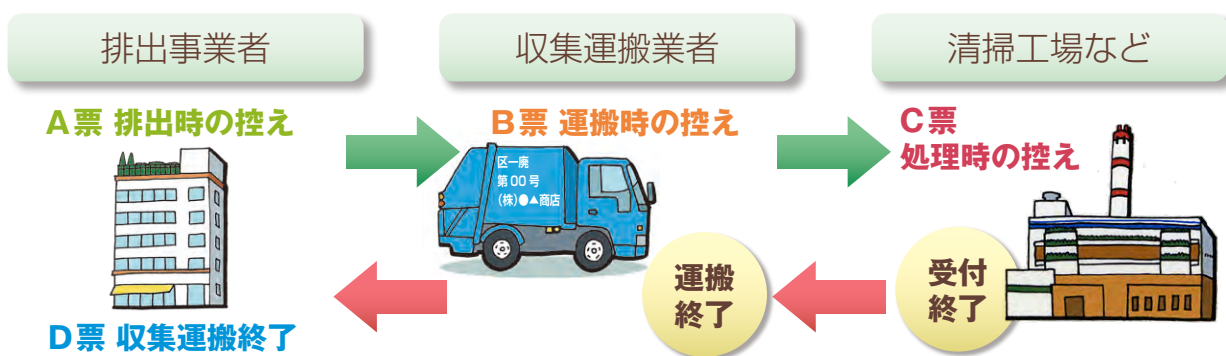
1 一般廃棄物管理票 (一廃マニフェスト)

事業系一般廃棄物を東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設(清掃工場・中央防波堤処理施設)へ搬入する場合、次の①又は②に該当する事業者は、条例により一般廃棄物管理票(一廃マニフェスト)の提出又は交付が義務づけられています。

- ① 1日平均100kg(月平均3t)以上を排出する事業者
- ② 臨時に排出する事業者

なお、新規で①に該当する事業者は、清掃事務所への届出が必要となります。

一般廃棄物の処理が完了すると一般廃棄物管理票(一廃マニフェスト)が返送されます。記載内容から適正に処理されたことを確認したうえで、5年間保存しなければなりません。



一般廃棄物管理票(一廃マニフェスト)の購入について

一廃マニフェストは下記で購入することができます。購入方法などはホームページを確認するか、直接お問い合わせください。

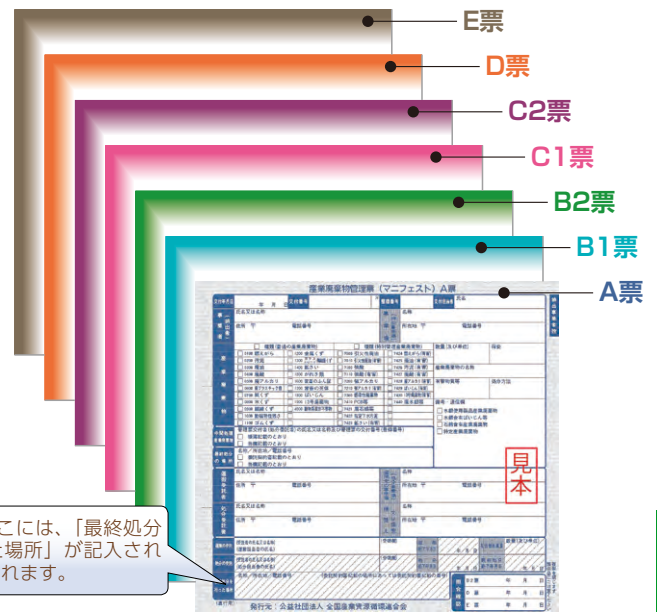
東京廃棄物事業 協同組合	新宿区高田馬場1-28-10 三慶ビル5階 ☎03-3232-6249 URL https://www.touhaikyo.or.jp	
(一財)東京都弘済会 弘済会アシスト	中央区湊1-12-11 八重洲第七長岡ビル4階 ☎03-6826-1011 URL https://www.tokyoto-kosaikai.or.jp/assist/	

2 産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)

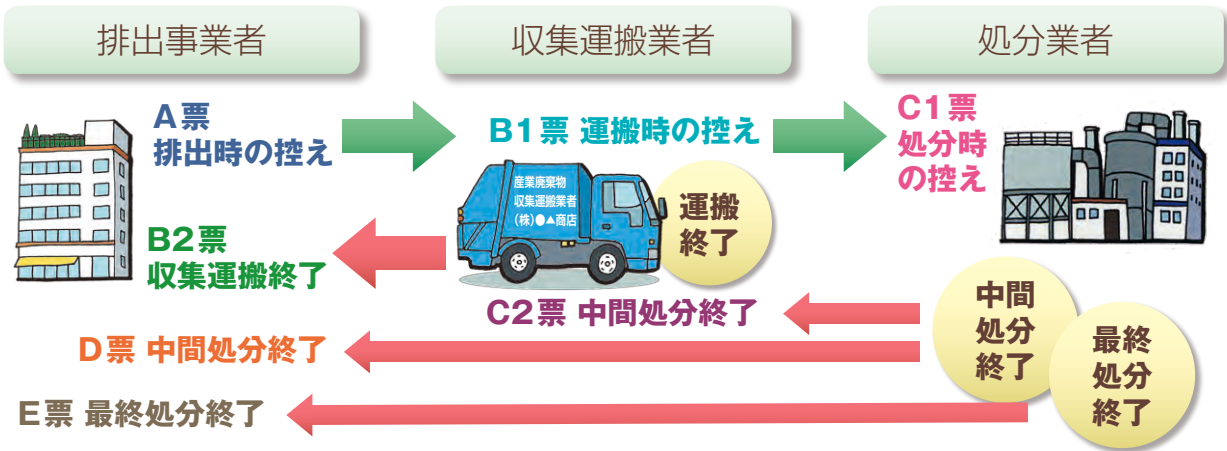
排出事業者は、産業廃棄物を委託した処理業者へ引き渡すと同時に、排出量にかかわらず、産業廃棄物の種類ごと、処分先ごとに産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)をその都度交付しなければならないと廃棄物処理法に定められています。

また、産業廃棄物の処理が完了すると産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)が返送されます。記載内容から適正に処理されたことを確認したうえで、5年間保存しなければなりません。

産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の交付・保存が適正に行われていない場合には、廃棄物処理法違反で処罰されることがあります。



出典：公益社団法人全国産業資源循環連合会



産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の購入について

産廃マニフェストは下記で購入することができます。購入方法などはホームページを確認するか、直接お問い合わせください。

(一社)東京都 産業資源循環協会	千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 ☎03-5283-5455 URL https://tosankyo.or.jp/buy/paper_manifest	
東京廃棄物事業 協同組合	新宿区高田馬場1-28-10 三慶ビル5階 ☎03-3232-6249 URL https://www.touhaikyo.or.jp	

3 産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の記載内容

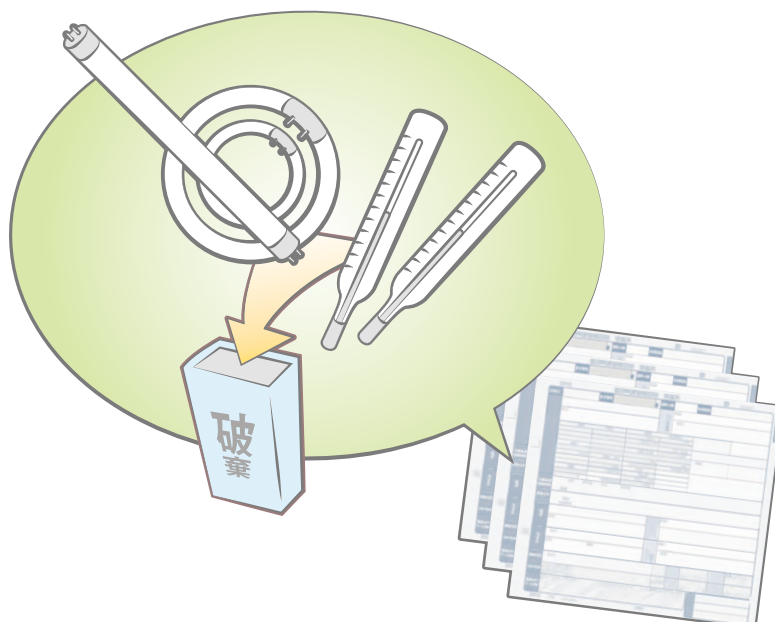
廃棄物処理法施行規則で規定されている、排出事業者が産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)に記載しなければならない内容は、下記のとおりです。

1	当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量
2	運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称
3	管理票の交付年月日及び交付番号
4	運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称及び住所
5	産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
6	管理票の交付を担当した者の氏名
7	運搬又は処分を受託した者の住所
8	運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
9	産業廃棄物の荷姿
10	当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
11	当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

【廃棄物処理法：第12条の3(抜粋)】 【同法施行規則：第8条の21(抜粋)】

その他注意事項

「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を排出する場合は、産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)にその種類と数量を記載しなければなりません。

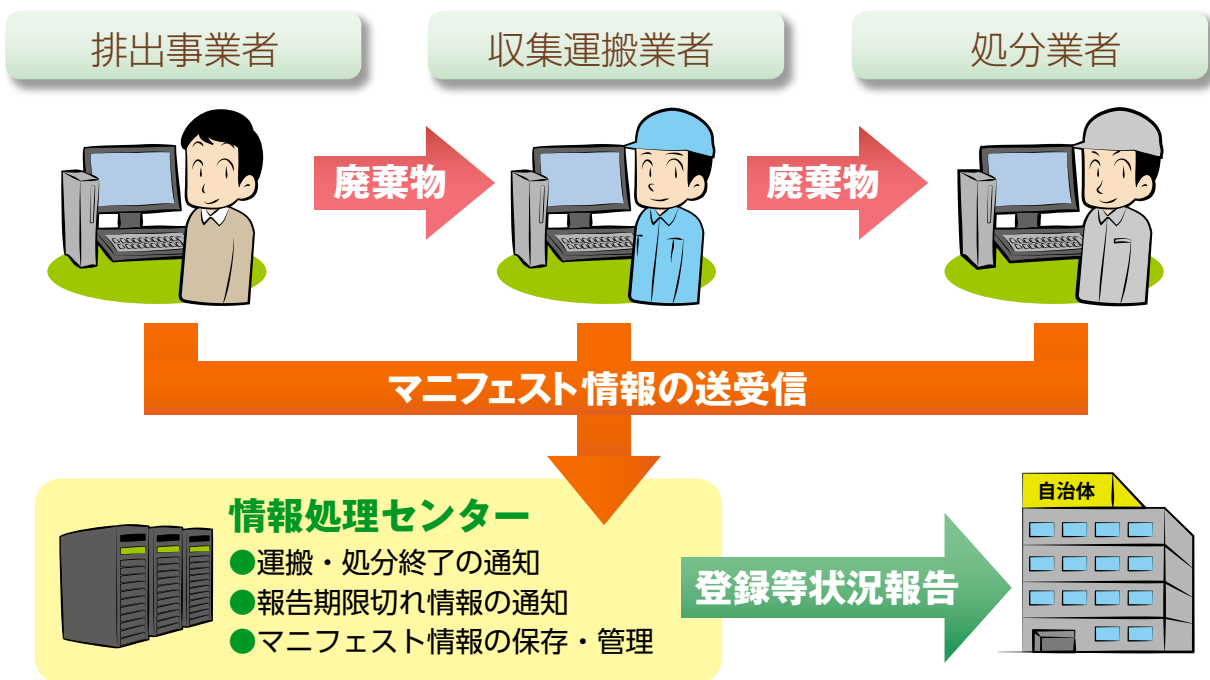


4 電子マニフェスト

電子マニフェストとは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターに、パソコンやスマートフォンなどからマニフェスト情報の登録や、情報のやり取りをするものです。電子マニフェストの普及の状況を把握するための指標について、第五次循環型社会推進基本計画(2024年8月閣議決定)では「産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率」とされ、2024年度(令和6年度)の捕捉率は64.5%です。

第五次循環型社会推進基本計画では2030年度(令和12年度)には捕捉率を75%にすることが目標とされています。

電子マニフェストを利用する際は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に入入手続きを行う必要がありますが、産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の保存や都道府県知事への交付状況などの報告書が不要で、費用も紙の産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)より交付頻度によっては安価になる場合があるといったメリットがあります。



(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ

URL : <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

詳しくは
こちら➡



電子マニフェスト義務化

平成29年度の廃棄物処理法改正により、産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)制度の強化が行われ、罰則の強化とともに特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者には、電子マニフェストの使用が義務付けられました。義務の対象となるのは、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50 t 以上(PCB廃棄物を除く)の事業場を設置している排出事業者です(令和2年4月1日施行)。

TOPICS 2

排出事業者責任が強化されています

近年、事業系ごみの不適正処理事案が多く発生しています。そのため、排出事業者責任を果たすことが求められています。



産業廃棄物管理票関連の罰則の強化

平成28年に発生した産業廃棄物処理業者による食品廃棄物転売等の不適正処理事件では、産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の虚偽報告が行われていました。産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)は、廃棄物が適正に処理されているのか確認するうえで重要な役割を担います。これらの不適正事案を受け、平成29年度に廃棄物処理法が改正されました。この改正により、平成30年4月1日より産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の未交付や虚偽記載などに関する罰則が強化されています。

【改正前】 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金



【改正後】 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

廃棄物処理法の罰則

廃棄物処理法の罰則は、他の法律と比較しても大変厳しいものです。

また、実行行為者だけでなく、その法人に対しても罰金刑が科せられる場合があります
(両罰規定：最高3億円の罰金)。

排出事業者の処理責任は、処理業者に委託して終わりではありませんので、ご注意ください。

【表】 廃棄物処理法の主な罰則

違反項目 (排出事業者に係る主なもの)	罰則 (懲役)、(罰金)	※ 措置命令
廃棄物の不法投棄、違法焼却	【第25条】 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金 又はこの併科 【第32条】 不法投棄、違法焼却、不正輸出を行った行為者 のほか法人に対し3億円以下の罰金	適用
無許可業者への委託禁止違反		適用
措置命令違反(措置命令に従わない)		
不正輸出		
有害廃棄物の保管基準違反		
処理基準・保管基準に係る 改善命令・ 措置命令違反	【第26条】 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は この併科	適用
委託基準違反		適用
不正輸入		
不法投棄・違法焼却目的の収集運搬		
不正輸入準備	【第27条】 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は この併科	
産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)に 関する違反	【第27条の2】 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	適用
帳簿未整備、未記載、保存義務違反	【第30条】 30万円以下の罰金	
廃棄物処理に関する届出義務違反		
立入検査拒否・妨害・忌避		
報告拒否・虚偽報告		

※ 措置命令規定とは【廃棄物処理法：第19条の4から8】

処理基準に適合しない廃棄物の処理が行われ、生活環境に支障が生じ、又はそのおそれ
が認められる場合に、市町村長や都道府県知事が処理業者等に対し、期限を定めてその支
障の除去等の措置を命令することをいいます。措置命令の対象は処理業者だけではありません。
無許可業者への委託、産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の交付義務違反、適切な
処理料金を負担しなかった場合は、排出事業者も対象となります。また、委託基準や産
業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の運用が遵守されていたとしても、不法投棄が起った
場合には、実際の行為者のみならず、排出事業者も原状回復の措置命令の対象となります。

廃棄物処理委託契約における第三者の関与について

近年、排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、廃棄物処理法や条例による規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあっせん等」という。）を行う事例が見受けられます。第三者によるあっせん等により、廃棄物の処理責任が不明確になることや、法令遵守の認識が希薄化していることを受け、環境省は「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」を発出しています。

通知では、「排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。」としています。

環境省では、排出事業者の皆さんが確認・把握しておくべき事項について、チェックリストを公表していますので、処理委託の内容を含め確認を行う際に活用してください。

- 環境省通知「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」

URL: <https://www.env.go.jp/hourei/add/k058.pdf>

詳しくはこちら→



- 環境省通知「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について」
(排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト)

URL: <https://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf>

詳しくはこちら→

